

SMI都心ライン自動運転社会実装推進事業 コンソーシアムを設立しました

－SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクト－

堺市では、堺駅及び堺東駅を結ぶ大小路筋において、自動運転等の先進技術を活用した、既存バスの安全性や快適性、利便性を向上させるSMI都心ラインの導入を進めています。

このたび、バス運行や自動運転技術等各分野の専門的な知見を有した民間事業者と連携し、SMIプロジェクトをより一層推進するため、SMI都心ライン自動運転社会実装推進事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」）を新たに設立しました。今後、コンソーシアム構成団体と、自動運転導入に向けた取組を進めます。

1 コンソーシアムにおける主な取組内容

- (1) 自動運転の導入に関する実証実験
- (2) インフラ協調システム等に関する実証実験

2 目的

2030年度頃のSMI都心ラインにおける自動運転の実装を見据え、自動運転レベル4やインフラ協調システム等の実証実験などの取組を協働連帯して実施することを目的とする。



SMI 都心ライン

3 協定締結日

令和6年12月5日（木）

4 コンソーシアム構成団体

堺市（大阪府堺市堺区南瓦町3番1号）

南海バス株式会社（大阪府堺市堺区竜神橋町1丁2番11号）

先進モビリティ株式会社（茨城県つくば市緑ヶ原4丁目13番地）

関西電力送配電株式会社（大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号）

株式会社パナソニックシステムネットワークス開発研究所（宮城県仙台市泉区明通2丁目5番地）

株式会社建設技術研究所 大阪本社（大阪府大阪市道修町1丁目6番7号）

5 コンソーシアム協定書

別添のとおり

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 都心未来創造部 SMIPプロジェクト推進担当 電 話：072-340-0417 ファックス：072-228-8034
----------------------------	--

SMI都心ライン自動運転社会実装推進事業コンソーシアム協定書

堺市、南海バス株式会社、先進モビリティ株式会社、関西電力送配電株式会社、株式会社パナソニックシステムネットワークス開発研究所、株式会社建設技術研究所 大阪本社（以下、当事者の一部又は全員を「構成員」という。）は、第1条記載の目的を実現するため、以下のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目 的）

第1条 本協定は、2030年度頃のSMI都心ラインにおける自動運転の実装を見据え、SMI都心ライン自動運転社会実装推進事業コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設立し、自動運転レベル4やインフラ協調システム等の実証実験などの取組（以下、「本事業」という。）について協働・連帯して実施することを目的とする。

（構成員の住所及び名称）

第2条 本コンソーシアムの構成員の住所及び名称は以下のとおりとする。

【代表団体】自ら事業を実施し、本事業の運営管理や参加団体相互の調整、知的財産権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体組織。

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市

【参加団体】代表団体の協業者として本協定を締結し本事業全体の推進する組織。

大阪府堺市堺区竜神橋町1丁目2番11号
南海バス株式会社
茨城県つくば市緑ヶ原4丁目13番地
先進モビリティ株式会社
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
宮城県仙台市泉区明通2丁目5番地
株式会社パナソニックシステムネットワークス開発研究所
大阪府大阪市道修町1丁目6番7号
株式会社建設技術研究所 大阪本社

（事務所の所在地）

第3条 本コンソーシアムは主たる事務所を代表団体の住所である大阪府堺市堺区南瓦町3番1号に置く。

（本事業の実施期間及び解散の時期）

第4条 本事業の実施期間は本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、令和7年3月

31日に本事業が終了していない場合、本事業の実施期間を1年間延長するものとし以後も同様の扱いとする。

- 2 本協定の有効期間は、本協定の締結日から本事業が終了し各構成員が本コンソーシアムの代表団体との契約または他の構成員との契約（以下「付随契約」という）の義務を履行しその他一切の義務を履行した日までとし、本コンソーシアムは本協定の終了日をもって解散するものとする。
- 3 第2項の規定にかかわらず、第12条乃至第20条の規定は当該知的財産権の存続する間、第21条及び第25条の規定は本協定終了後3年間、第10条第4項及び第28条の規定は当該規定に定められた期間、有効に存続するものとする。また、第22条、第27条、第31条及び本条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。

（役割）

第5条 本コンソーシアムにおける主な3役は以下のとおりとする。

【総括事業代表者（プロジェクトリーダー）】

堺市 建築都市局 都心未来創造部 SMIプロジェクト推進担当課長

【副総括事業代表者（サブリーダー）】

南海バス株式会社 企画部 企画課長

先進モビリティ株式会社 代表取締役社長

【事務管理責任者】

堺市 建築都市局 都心未来創造部 SMIプロジェクト推進担当課長

（総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の役割）

第6条 本コンソーシアムの総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は代表団体に所属する者とし本事業の目的を達成するために必要となる事業全体を管理、統括する。

（副総括事業代表者（サブリーダー）の役割）

第7条 本コンソーシアムの副総括事業代表者（サブリーダー）は参加団体に所属する者とし総括事業代表者（プロジェクトリーダー）を補佐する。

（事務管理責任者の役割）

第8条 本コンソーシアムの事務管理責任者は代表団体に所属するものとし本事業の事務全般を管理、統括する。

（構成員の責任）

第9条 本コンソーシアムは総括事業代表者（プロジェクトリーダー）のリードのもと各構成員がそれぞれの分担に係る進捗を図り、本事業の執行に関して第10条に記載の業務分担についてそれぞれ責任を負うものとする。

（業務分担）

第10条 各構成員の業務の分担は、運行に関する事項は南海バス株式会社、自動運転車両（システム含む）の提供は先進モビリティ株式会社、インフラ協調用（送配電）設備の選定や整備レイアウトの策定、設置に向けた工事計画の策定は関西電力送配電株式会社、インフラ協調設備の機材提供及び調整は株式会社パナソニックシステムネットワークス開発研究所、実証実験の運営（検証含む）は株式会社建設技術研究所 大阪本社とする。ただし、分担業務の一部について内容の変更があったときはそれに応じて分担の変更があるものとする。

2 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は、構成員に対して次に掲げる措置を講じることができるものとし、構成員は分担する業務についてこれに応じなければならない。

- 一 本事業の実施状況及び実施方法について期限を定めて調査し報告させること。
- 二 代表団体の職員等を構成員の事業所等へ派遣し当該構成員が分担する業務の実施に立ち会わせること。

3 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は、前項の措置を講じた結果、本事業の実施に必要な指示を構成員に行うことができるものとし、当該指示を受けた構成員は本事業を実施するために合理的に必要な範囲において当該指示に従い分担する業務を実施するよう努めるものとする。

4 本事業終了後5年間、各構成員は分担する業務について総括事業代表者（プロジェクトリーダー）が本事業の経費に関する出納に関する会計検査等のため必要な範囲で行う調査や情報提供に協力する。

（物品管理）

第11条 構成員は本事業のために購入した設備及び物品について善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 本事業終了後、前項に規定する設備及び物品のうち返還を要するものを総括事業代表者（プロジェクトリーダー）が指定したときは、構成員は総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の指示により当該物品を総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に返還するものとする。

（知的財産権の帰属）

第12条 本事業に関する成果に係る次に掲げる権利等（以下「知的財産権」という。）は当該知的財産権を創出した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同業務により発生した知的財産権はこれに参加した構成員の共有とし、その持分は知的財産権の発生に係る寄与度等に応じこれらの構成員の間で協議し決定するものとする。

- 一 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- 二 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- 三 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- 四 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- 五 品種登録を受ける地位又は育成者権
- 六 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
- 七 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていな

いものであって不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される権利に係るもの

- 2 本事業に係る知的財産権を伴う成果が得られた場合には、遅滞なく総括事業代表者（プロジェクトリーダー）にその旨を報告するものとする。

（出願）

第13条 前条により発生する知的財産権の出願又は申請（以下「出願等」という。）は前条によりその知的財産権が帰属する構成員が行うものとし、当該出願等に要する費用も当該構成員が負担するものとする。

- 2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同業務により発生する出願等に当たっては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定の上で、出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用は知財共有構成員の間で協議しその負担割合を決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項により知的財産権の出願等が行われた場合には、特許権等通知書又は著作物通知書によりそれぞれ遅滞なく総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に報告するものとする。

（維持管理）

第14条 知的財産権の維持管理に係る手続及び当該維持管理に要する費用は前条第1項及び第2項の規定を準用する。

（持分譲渡）

第15条 知財共有構成員が自己の持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとする場合、他の知財共有構成員及び総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の同意を事前に書面により得なければならない。

- 2 譲渡人である知財共有構成員は前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとしこれを書面により他の知財共有構成員及び総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に通知するものとする。譲受人が当該共有知財に係る権利及び義務を履行しない場合は、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

（第三者への実施許諾）

第16条 本事業により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾申込みを受け付けるものとする。

- 2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同業務により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申し込みを受けた知財共有構成員はその他の知財共有構成員にその旨を報告し許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上で、決定するものとする。
- 3 第1項の許諾に際し徴収する実施料はその権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第2項の許諾に際し徴収する実施料は知財共有構成員に帰属するものとしその配分は知財共有構成員の間で協議し決定するものとする。

(自己実施)

第17条 構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、いずれかの知財共有構成員が自ら実施しようとするときは、他の知財共有構成員と実施料の支払い等について定めた実施契約を連名により締結する。

(持分放棄)

第18条 知財共有構成員が自己の保有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

2 前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は他の知財共有構成員が協議等に応じて無償で承継するものとする。

(発明補償)

第19条 知財共有構成員は自己に属する発明者に対し自己の規定に基づき補償する。

(共同出願契約の締結)

第20条 第13条第2項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ第12条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

(構成員の個別責任)

第21条 第9条の規定に関わらず本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本事業の執行に関し当該構成員の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとし他の構成員は責任を負わないものとする。なお、運行における事案に対する責任の在り方は運行実施までに別途定めることとしその他事案は事案ごとに協議することとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第22条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退・追加)

第23条 構成員は他の全ての構成員の承諾を得た場合を除き本事業が終了する日までは原則脱退できない。

2 本事業期間中の構成員の追加は既存の構成員の合意のもと総括事業代表者（プロジェクトリーダー）との協議を経て可とする。その場合は本協定書を都度締結することとする。

(本事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第24条 構成員のうちいずれかが本事業途中において破産又は解散した場合においては、代表団体は他の構成員と協議し必要な対応策を講じるものとする。

(秘密情報)

第25条 各構成員は本事業の活動を通じて入手した情報のうち次の各号に掲げるもの（以下、「秘密情報」という。）は厳に秘密として保持するものとし、当該秘密情報を開示した構成員（以下「開示者」といい、秘密情報を受領した構成員を「受領者」という。）による事前の書面による承諾がない限り本事業の実施以外の目的で使用し又は構成員以外の第三者に開示してはならない。

- (1) 本事業の実施により得られた成果
- (2) 個人情報（個人情報保護法第2条第1項各号で定めるものをいう。）
- (3) 構成員の営業上又は技術上の情報で、開示者が開示時に「秘密」「Confidential」その他秘密である旨を書面（電子メール等の電磁的記録を含む。）で明示したもの
- (4) 前三号のほか、紙、電子メールその他の媒体に固定されていない情報については、開示者が開示時に秘密である旨の表明があり、開示時から30日以内に、その内容を簡明に表す文書とともに秘密である旨が通知されたもの

2 第1項の規定に関わらず次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報又はその後自己の責によらず公知となった情報
- (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点で既に受領者が保有している情報
- (4) 受領者が秘密情報を用いることなく独自に開発した情報

3 第1項の規定に関わらず行政当局及び裁判所等の命令により秘密情報の開示を求められたときは、必要最小限の範囲で秘密情報を開示できる。この場合、当該開示を行う受領者は総括事業代表者（プロジェクトリーダー）及び開示者に対し事前又は事後速やかにその旨を通知するものとする。

4 第1項の規定に関わらず株式会社パナソニック システムネットワークス開発研究所はパナソニック コネクト株式会社に対し本協定、付随契約、及び本事業の目的のため秘密情報を開示することができるものとする。ただし、この場合株式会社パナソニック システムネットワークス開発研究所はパナソニック コネクト株式会社に対し本条に基づき自己が負担する義務と同一の義務を負担させるものとする。

(法令等の遵守)

第26条 各構成員は本協定に基づく業務の遂行に際して関連諸法令等を遵守し一切の違法行為を行わないものとする。

2 構成員が前項に違反して他の構成員に損害を与えた場合、損害を与えた構成員はその直接かつ現実に発生した損害の一切を負担するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第27条 本コンソーシアムが解散した後においても本コンソーシアムが実施した業務に瑕疵担保責任が生じた場合は、当該瑕疵に係る分担業務を担当した構成員がその責に任ずるものとし当該瑕疵担保責任の詳細は付随契約において取り決めるものとする。この場合、分担業務を担当する構成員が複数いる場合には、付随契約に定めた業務及び責任の範囲に関してのみ構成員がその責に任ずるものとする。

（成果の公表）

第28条 構成員が本事業の成果を外部に公表しようとするときは、本事業終了後1年間は事前にその内容を他の構成員及び総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に通知するものとする。

（事故の報告）

第29条 構成員は本事業において人体に影響を及ぼす恐れがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに総括事業代表者（プロジェクトリーダー）へ報告しなければならない。

（協定書に定めのない事項）

第30条 本協定に定めのない事項は構成員全員が協議において定めるものとする。

（管轄裁判所）

第31条 本協定の紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定締結の証として本協定書6部を作成し各構成員が記名押印の上で、それぞれ1部を保有する。

令和6年12月 5日

代表団体	大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 堺市 堺市長 永藤 英機
参加団体	構成員 大阪府堺市堺区竜神橋町1丁2番11号 南海バス株式会社 取締役社長 鈴木 一明 構成員 茨城県つくば市緑ヶ原4丁目13番地 先進モビリティ株式会社 代表取締役社長 瀬川 雅也 構成員 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力送配電株式会社 代表取締役社長 白銀 隆之 構成員 宮城県仙台市泉区明通2丁目5番地 株式会社パナソニックシステムネットワークス開発研究所 代表取締役社長 前田 崇雅 構成員 大阪府大阪市道修町 1 丁目 6 番 7 号 株式会社建設技術研究所 大阪本社 常務執行役員大阪本社長 江守 昌弘